

「こうのとりのゆりかご」第4期検証報告書（概要版）

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成19年5月10日から運用を始めたもので、本年度で10年目を迎えている。

この報告書は、検証期間平成26年4月1日から平成29年3月31日まで（以下「第4期」という。）の3年間における運用・預け入れ状況の分析と評価、並びにゆりかごが設置されてから平成29年3月31日までの約10か年の期間における、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理したものである。

※本報告書においては、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかご設置の経緯

ゆりかごは、熊本市の慈恵病院が、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいという思いから、匿名で子どもを預かる施設として計画したものである。

国等において、ゆりかごへの匿名での預け入れ行為が保護責任者遺棄罪等に該当しないかどうかの検討がなされたが、「直ちに違法とは言えない」との判断から、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の遵守を条件として熊本市が設置を認めたものである。

2 ゆりかごのモデルとなった現在のドイツの状況

慈恵病院がゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツでは、2014年（平成26年）5月に「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行され、2017年（平成29年）7月には、ドイツ連邦家族省が本法律施行3年後の評価報告書を公開した。その中で、主に次のことを明らかにしている。

- ・2014年（平成26年）5月の本法律施行から2016年（平成28年）9月までの間の内密出産に関する相談は1,277件であり、その内の249件が内密出産に至った。
- ・内密出産制度導入後、ベビークラップ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）が減少したことも本法律のもたらした効果であるという。

3 ゆりかごをめぐる主な動き

✚ 法改正の動き

平成28年度に改正された児童福祉法において、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが位置付けられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化された（平成28年6月3日施行）

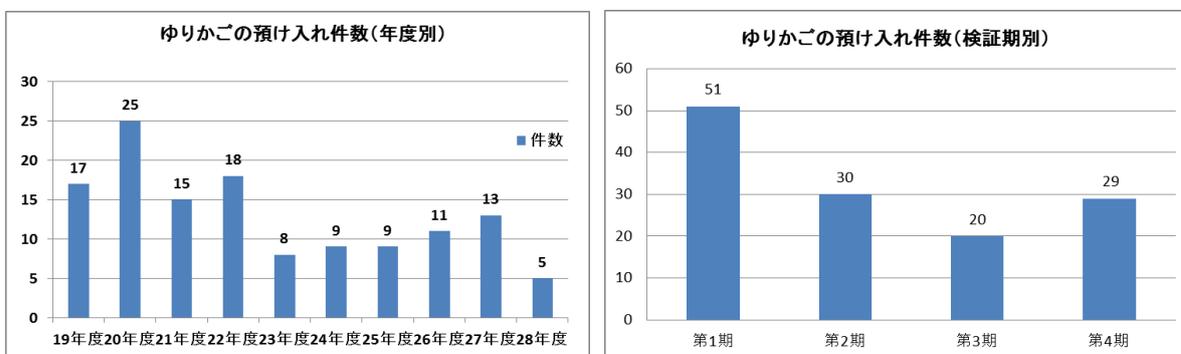
✚ 関西におけるこのとりのゆりかご設置の動き

慈恵病院が取り組む「このとりのゆりかご」設立の趣旨に賛同し、関西に妊娠SOSの相談窓口の開設と、「このとりのゆりかご連携施設」、及び「このとりのゆりかご設置施設（匿名出産も受け入れる）」の開設と支援を目的としたNPO法人「このとりのゆりかご in 関西」が平成28年9月に設立された。24時間駆け込める相談窓口を平成30年3月に同助産院の一角に開設するとされている。

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

✚ 「ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧」 P.10～P.12を参照



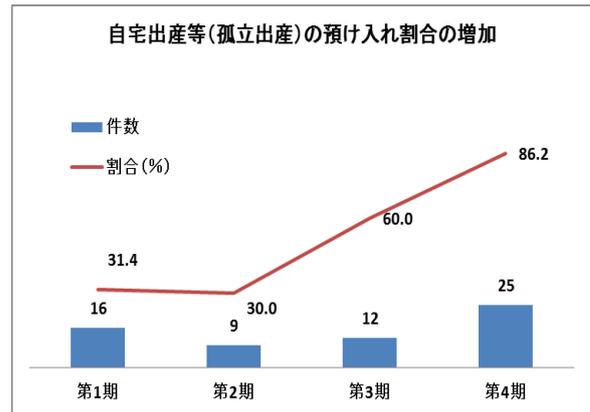
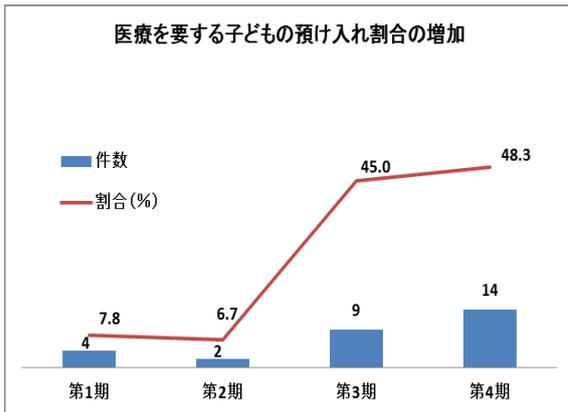
2 第4期における預け入れ状況の特徴

✚ 預け入れ件数の微増

第4期の預け入れは29件で累計130人となった。月平均預け入れ件数は、第1期は1.76件、第2期は1.25件、第3期は0.67件、第4期は0.81件と微増している。

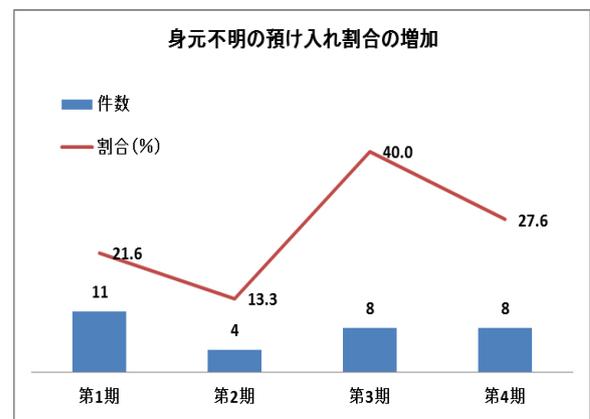
✚ 医療を要する子どもの割合及び自宅出産等（孤立出産）の割合の増加

第4期で医療を要した子どもは、14人で、増加し続けている。これらの事例では、低出生体重児（2,500g未満）等のため治療を行っているが、この背景には、自宅出産等（孤立出産）事例が急増していることが影響していると考えられる。



身元の判明

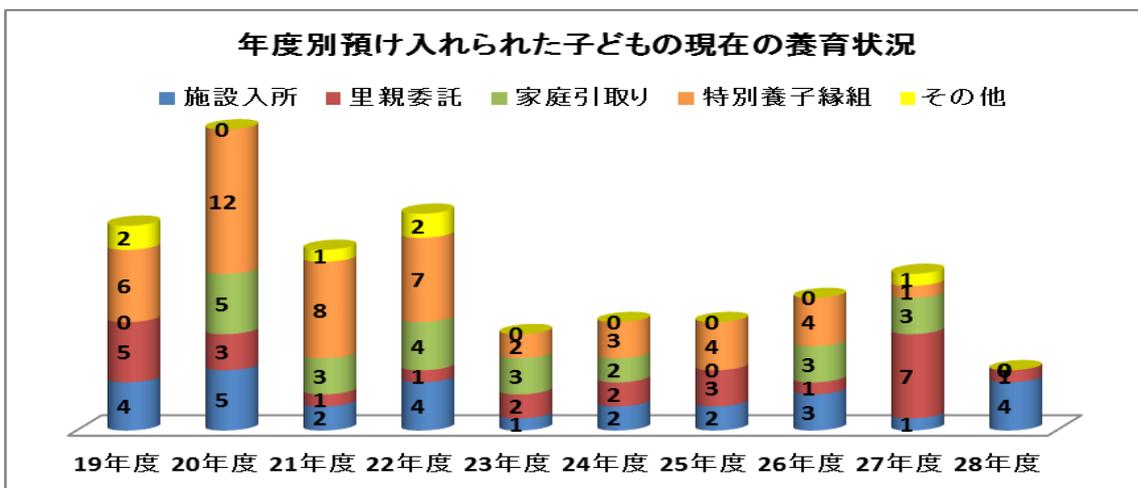
第3期と比較すると判明の割合が上がっており、その場での預け入れ者との相談に繋がったもの、あるいは、その後の社会調査や児童相談所間の連携により身元判明につながっているものの、第1期、第2期より低い状況である。



3 預け入れられた子どものその後の養育状況

全130件のうち、身元が判明した事例は104件で、判明した割合は80.0%、身元が不明の事例は26件で割合は20.0%となっている。

身元の判明・不明にかかわらず、預け入れられた子どもの養育状況は、預け入れ後の時間の経過とともに乳児院・児童養護施設への養育委託から里親への養育委託、特別養子縁組の成立の割合が高くなっており、より家庭的養育へと移行している。



第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

慈恵病院では思いがけない妊娠等に悩む者を対象とした24時間365日の無料電話相談窓口を設けているが、近年相談数の増加が急激にみられ、平成28年度は6,565件と過去最多となった。



第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

✦ 公的相談機関のあり方及び妊娠・出産きからの支援体制

ここ数年で慈恵病院の相談件数が急増しており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかとことも明らかとなってきた。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠/計画していない妊娠、産後うつが疑われる場合等リスクの高い親、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られるため、細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

✦ 妊娠・出産に対する意識・理解

若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。特に性教育について、既存の性教育では妊娠した後の対応については取り扱わないこととされている。妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶について、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことが望ましい。

✦ 子どもの父親の当事者としての自覚

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

2 ゆりかご預け入れに伴う危険性

この10年間の運用状況から、予期しない妊娠/計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、長距離移動を経て預け入れに至るといった一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。ゆりかご自体は安全が確認された場所として設置されたが、預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況であり、母子の生命の危険性を脅かすものとして存在している可能性もある。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応

✦ 預けいれに来た者との面接・身元判明

子どもにとって身元が分からないことは、その後の養育に様々な支障が生じることとなる。慈恵病院は、預け入れに来た者に対し子どもの出自の重要性を理解してもらうよう努力するとともに、さらに預け入れに来た者との接触に努め、手がかりを残してもらうような方策などの検討が必要である。

(2) 特異な預け入れ事例等

✦ 多くの危険な状況が見られた事例

第4期では、ゆりかごの扉の開け方が分からなかったため、地面に置く事例があった。この事例では、戸外での出産・長距離移動・扉の外という重層的に危険な状況が見られた。子どものみではなく、何らかの課題を抱えた母親自身について、要支援者として児童相談所や市町村との関わりをどのように作り出し対応策を検討していくのかという問題が浮き彫りになった。

✦ 障がいのある子どもの預け入れ事例

これまでに預け入れられた子ども全 130 件中、障がいのある子どもが 14 件預け入れられた。障がいのある子どもの預け入れの多くは医療機関での出産であった。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。

預け入れられた子どもが身元不明の場合、預け入れにより健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。

4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

✦ 里親支援制度について

早い時期から家庭的な環境で養護されることは子どもの人格形成上重要である。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

✦ 養子縁組あっせん事業について

平成 28 年 10 月 1 日現在において養子縁組あっせん事業者は全国で 23 事業者となっている。また、ここ数年でインターネットを介した赤ちゃん養子縁組を行う団体も出てきている。このような中、子どもの思春期の時期に起こるであろう様々な問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会により、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

6 出自が不明であることの課題について

✚ 子どもの出自を知る権利について

平成 28 年の児童福祉法の改正において、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化された。匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、子どもの出自を知る権利を損なうことにも繋がりがねずゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

✚ 父母について

身元が判明していない場合、ゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える実父母に対する様々な支援や援助を繋ぐことができない。また、預け入れを行った実父母自身も、ゆりかごへの預け入れについて精神的禍根を残し、または子の成長に悩み、それらに対する支援や治療を要するようになる可能性があるが、その機会を失ってしまっている状況である。

7 国外からの預け入れにおける課題

国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

8 ゆりかごが誤解されている側面

✚ 「匿名性」と預け入れ後の子どもの居場所について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しており、預け入れ者の中には、この「匿名」について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れに来た事例もあり、これまでの運用で誤解されている点である。

また、預け入れた子どもは、その後もずっと病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねず、病院は一時的に保護するところであること、それから、どうしても育てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになること、特別養子縁組は別のあっせん業者が行うことについて、よりわかりやすい周知を検討する必要がある。

第5章 ゆりかごへの評価

I 個別評価

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

✚ 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が判らない事態は避けなければならない。

✦ 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたという事は明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかし、生後間もない子どもの遠距離からの預け入れやゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）の事例が依然として続き、特に第4期は自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えており、その危険性は更に増している。ゆりかごが開設されて10年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることを考慮すると、この間の利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

✦ 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

✦ ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、援助に結びつく入り口となり得るが、子どもの人権及び養育環境を整える面から考えると、最後まで匿名を貫くことは容認できない。特に身元が判らない場合は、親自身も、出産や育児について本来受けるべきケアや援助から遮断されしまっており、同時に、再統合の機会が一切失われてしまっている。ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも導入されることが一つの解決策となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきである。

2 公的機関の対応面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応については、子どもの最善の利益の観点から、公的機関においてそれぞれの事情に応じた養育先が選定されるなどの努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

3 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

平成26年度以降、相談件数が急増している背景として、SOS 妊娠相談のネット検索順位を上位にするよう専門機関に相談した結果、検索順位が1位となり、相談件数が急増した。これらの件数からは、予期しない妊娠/計画していない妊娠などさまざまな事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示している。当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」といった視点がより明確化された運用がなされている。

II 10年の運用から見た総括的評価

ゆりかごが直接的に子どもの生命を救ったかどうかについては検証できない。一方で、ゆりかごが開設されて10年経った現在もなお様々な課題を抱えた仕組みとなっている。

第6章 今後の対応策 — 各機関への要望 —

1 慈恵病院に対する要望

✦ 相談業務の充実

ゆりかごの運営と一体となっている相談業務をさらに充実していただきたい。特に、慈恵病院が受けた相談者への対応について、相談者の居住地の行政の窓口や医療機関と連携を取り、フィードバックを行い相談者への支援へ繋げてほしい。

✦ 預け入れに来た者との接触の努力

預け入れに来た者と積極的な接触は行わないと公言しているが、当専門部会の要望を真摯に受け止め、匿名にしたいという預け入れに来た者の気持ちに寄り添いつつも積極的な接触に努め、可能な限り相談に繋ぎ、子どもの権利を守るため身元判明に繋がるためのあらゆる努力を行っていただきたい。

2 熊本市に対する要望

✦ 慈恵病院への身元判明に向けた行動の要請

慈恵病院に対し、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れに来た者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。

✦ 里親の推進及び支援

里親委託をさらに推進するとともに、子どもの成長とともに生じる様々な課題などについて、里親に対する十分な支援を行っていただきたい。

✦ ゆりかごから見える諸課題等の周知等

第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。特に、「このとりのゆりかご」自体の評価を行うことや、予期しない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口の整備について、国に対し継続的に要望していただきたい。

3 国に対する要望

✦ 相談窓口・支援制度の充実・周知

事前の相談があればゆりかごへの預け入れを回避できた事例もあることから、妊娠・出産・子育て支援に関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。

✦ 内密出産制度の検討

ゆりかごへの預け入れが 10 年来続いている現状に鑑みて、わが国でも内密出産制度を早急に検討していただきたい。

✦ 障がいのある子の子育てに対する支援の拡充

障がいのある子の預け入れがあることを踏まえ、障がいのある子の子育てに対する援助の拡充を図っていただきたい。

✦ 国外事例への対応における更なる協力

国外からの預け入れには国際問題を伴い、一自治体では解決できない課題や問題を抱えることになると予想されることから、国外事例への対応において更なる協力をいただきたい。

4 全国の行政・関係機関に対する要望

✦ 相談窓口・支援制度の充実・周知

上記「3 国に対する要望」に同じ。

✦ ゆりかごに預け入れられた子ども・家庭への支援

子どもの養育にあたり、ゆりかごに預け入れられた経緯を十分にふまえ、保護者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考え対応をしていただきたい。

✦ 産科及び医療機関との連携強化

妊娠中における障がいや治療を要する子どもの告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。

5 マスメディア関係者に対する要望

✦ 妊娠等に関する相談窓口等の理解促進の協力

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口や里親制度等について関心や理解を促すための協力をお願いしたい。

✦ 取材・報道に当たっての配慮

個人のプライバシーの保持に万全を期した上での対応をお願いしたい。また、出自の悩みを長期に抱えたり、人格形成に影響をこうむる児童がいることや、施設で養育され家庭生活を奪われた子どもが存在することにも目を向けていただき、児に及ぼす長期的影響という視点からの報道を望みたい。

✦ こうのとりのゆりかごの呼称への配慮

ゆりかごの呼称「赤ちゃんポスト」の表現は子どもを物のように扱う印象を与える懸念があることから、呼称への配慮をお願いしたい。

6 地域社会の人々に対する要望

子育てについて課題を抱える人たちに対し、地域においても医療機関、行政機関と連携して家族の支えとなるように協力していただきたい。

ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
預け入れ件数		51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	130	100.0	
発見日時	曜日別	日曜	8	15.7	4	13.3	3	15.0	8	27.6	23	17.7
		月曜	4	7.8	4	13.3	3	15.0	5	17.2	16	12.3
		火曜	7	13.7	2	6.7	1	5.0	1	3.4	11	8.5
		水曜	7	13.7	5	16.7	3	15.0	3	10.3	18	13.8
		木曜	10	19.6	4	13.3	0	0.0	5	17.2	19	14.6
		金曜	8	15.7	1	3.3	5	25.0	1	3.4	15	11.5
		土曜	7	13.7	10	33.3	5	25.0	6	20.7	28	21.5
	時間帯別	0~6時	8	15.7	6	20.0	3	15.0	3	10.3	20	15.4
		6~12時	6	11.8	2	6.7	3	15.0	3	10.3	14	10.8
		12~18時	17	33.3	12	40.0	9	45.0	7	24.1	45	34.6
18~24時		20	39.2	10	33.3	5	25.0	16	55.2	51	39.2	
性別	男	28	54.9	12	40.0	10	50.0	16	55.2	66	50.8	
	女	23	45.1	18	60.0	10	50.0	13	44.8	64	49.2	
年齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	107	82.3	
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	23	45.1	17	56.7	10	50.0	19	65.5	69	53.1	
	乳児 (生後1ヶ月~生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	15	11.5	
	幼児 (生後1年~就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	8	6.2	
新生児の体重	1,500g未満 (超低出生体重児)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2	1	0.9	
	1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	7	16.3	1	4.8	3	15.8	6	25.0	17	15.9	
	2,500g以上	36	83.7	20	95.2	16	84.2	17	70.8	89	83.2	
健康状態	健康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	101	77.7	
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	29	22.3	
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
病院からの手紙の持ち帰り	手紙の持ち帰りの件数	36	70.6	23	76.7	18	90.0	22	75.9	99	76.2	
遺留物	有の件数	置かれていたもの (着衣以外)の件数	37	72.5	16	53.3	10	50.0	12	41.4	75	57.7
	親の手紙	父母等からの 手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	5	25.0	10	34.5	44	33.8
戸籍	熊本市が戸籍 を作成した件数	14	27.5	4	13.3	8	40.0	9	31.0	35	26.9	
事後接触	接触の有無	父母等からの事後 接触の有無	13	25.5	6	20.0	1	5.0	7	24.1	27	20.8
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	0	0.0	3	42.9	9	33.3
		2日目~1週間未満	6	46.2	2	33.3	1	100.0	4	57.1	13	48.1
		1週間以上~1月未満	2	15.4	1	16.7	0	0.0	0	0.0	3	11.1
		1月以上	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	7.4

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地 ※第4期より 「国外」を追加	県内	0	0.0	6	20.0	2	10.0	2	6.9	10	7.7
	九州(熊本県以外)	13	25.5	7	23.3	5	25.0	7	24.1	32	24.6
	四国	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.8
	中国	4	7.8	1	3.3	2	10.0	1	3.4	8	6.2
	近畿	4	7.8	4	13.3	1	5.0	1	3.4	10	7.7
	中部	7	13.7	1	3.3	0	0.0	3	10.3	11	8.5
	関東	11	21.6	7	23.3	1	5.0	3	10.3	22	16.9
	東北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	10.3	3	2.3
	北海道	0	0.0	0	0.0	1	5.0	0	0.0	1	0.8
	国外							1	3.4	1	0.8
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	31	23.8
父母等引取り	父母等が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	0	0.0	4	13.8	15	11.5
母親の年齢	10代	6	11.8	4	13.3	2	10.0	3	10.3	15	11.5
	20代	21	41.2	13	43.3	4	20.0	7	24.1	45	34.6
	30代	10	19.6	8	26.7	3	15.0	9	31.0	30	23.1
	40代	3	5.9	1	3.3	3	15.0	2	6.9	9	6.9
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	31	23.8
預け入れに来た者 (複数回答)	母親	38	74.5	22	73.3	12	60.0	21	72.4	93	71.5
	父親	10	19.6	6	20.0	2	10.0	8	27.6	26	20.0
	祖父母	12	23.5	5	16.7	1	5.0	0	0.0	18	13.8
	その他	12	23.5	5	16.7	3	15.0	7	24.1	27	20.8
	不明	6	11.8	4	13.3	8	40.0	7	24.1	25	19.2
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	50	38.5
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	6	4.6
	自宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	58	44.6
	車中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	4	3.1
	不明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	12	9.2
母親の婚姻状況 ※第3期より 「死別」を追加	既婚(婚姻中)	10	19.6	12	40.0	3	15.0	9	31.0	34	26.2
	離婚	13	25.5	3	10.0	3	15.0	4	13.8	23	17.7
	死別					1	5.0	0	0.0	1	0.8
	未婚	17	33.3	11	36.7	5	25.0	9	31.0	42	32.3
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	30	23.1
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	21	41.2	13	43.3	9	45.0	11	37.9	54	41.5
	航空機	7	13.7	3	10.0	2	10.0	2	6.9	14	10.8
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	2	10.0	6	20.7	32	24.6
	その他(上記以外)	0	0.0	0	0.0	2	10.0	1	3.4	3	2.3
	不明	8	15.7	5	16.7	5	25.0	9	31.0	27	20.8

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	4	20.0	7	24.1	24	18.5	
	その他	40	78.4	28	93.3	16	80.0	22	75.9	106	81.5	
きょうだいの状況	あり	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	56	43.1	
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	33	25.4	
	なし	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	44	33.8	
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	30	23.1	
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	22	16.9	
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	7	5.4	
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	31	23.8	
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	20	15.4	
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	18	13.8	
	不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	32	24.6	
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降は複数回答) (預け入れに来た者からの 聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	34	26.2	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	10	7.7	
	未婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	27	20.8	
	不倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	17	13.1	
	世間体・ 戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	17	13.1
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7								
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	22	16.9	
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	10	7.7	
	育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	5	3.8	
	その他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	13	10.0
		強姦	0	0.0								
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0								
		友人の勧め	1	2.0								
不明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	33	25.4		

※項目「ゆりかごに預け入れた理由」の細項目整理

第1期(県検証)で13細項目で公表。その後、下記のとおり、細項目整理及び計上方法の見直しを行い整理した。

第2期(13→9細項目)

- ・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」⇒「世間体・戸籍」
- ・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」⇒「その他」
- ・主たる理由ひとつの単数回答⇒当てはまる細項目を複数選ぶ複数回答

第3期(9→10細項目)

- ・追加⇒「育児不安・負担感」

※項目「出産の場所」の細項目整理

第3期において下記のとおり整理した。細項目数に変動はない。

- ・医療機関→病院、助産院等での出産
- ・医療機関(推測)→子どもの状態から医療機関と推測されるもの
- ・自宅→医療機関以外で、車中を除く。
- ・車中→車中での出産
- ・不明→不明なもの

※項目「父母等の居住地」の細項目整理

第4期において下記のとおり整理した。(10→11細項目)

- ・追加⇒「国外」

※第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏名	役職	分野
部会長 山縣 文治	関西大学人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座特任教授	小児科
上村 宏洸	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
服部 陵子	はっとり心療クリニック院長	児童精神科

こうのとりのゆりかご第4期検証報告書【概要版】

平成29年9月発行

熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2158 FAX 096-351-2183

電子メール kodomoshien@city.kumamoto.lg.jp